

# 東京税財政研究センター 会報 NO.109

2019.4.8  
 発行人 岡田 俊明  
 東京都新宿区百人町1-16-18  
 センチュリービル2F  
 TEL 03(3360)3871  
 FAX 03(3360)3870  
 E-mail [tzzkc@nifty.com](mailto:tzzkc@nifty.com)

## 春の 公開講座 第60回 4/17(水)

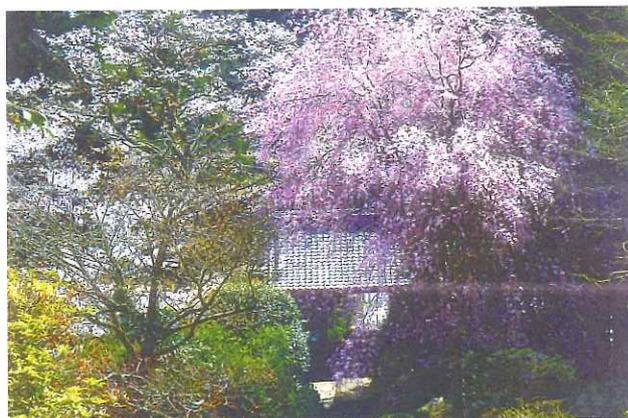
第60回目を迎えた東京税財政研究センター恒例の公開講座は、下記のご案内のとおり4月17日(水)午後1時から御茶ノ水全労連会館で開催されます。

報告の1番手は公開講座は今回が初めてのセンター会員で弁護士の金井清吉氏が行います。テーマは2020年4月から施行される売掛金など債権に関する民法改正についてです。120年ぶりの改正ということで、この改正を知っている企業は約40%で、従業員の少ない中小の企業ほど知られていません。この法律の改正によって、請求書の様式を変えたりする必要が出たりし、相談が舞い込むことは必須です。

2番手は税務署OB八代税理士がこれから活発化する税務調査に備えたテーマについて報告します。

最近の税務調査では、「重加算税賦課」「課税期間の7年遡及」などを安易に要求してくる事案が増える傾向にあります。法の厳正な執行を求め、クライアントの権利・利益を守るために、これに対する対応方法を万全にするためには大事なテーマです。

公開講座も60回を迎えました。会員はもちろんのこと、関係職員、知人等にも勧め、充実した公開講座にしましょう。



### 第60回「公開講座」

■日時・2019年4月17日(水)午後1時  
 ■会場・全労連会館

JR・営団丸の内線御茶ノ水、千代田線  
 新御茶ノ水駅徒歩7〜10分

■テーマ・講師

「(民法)債権法改正の要点と影響」

金井 清吉・会員(弁護士)

「重加算税(ことさらに過少含む)、7年遡及、

青色取り消し推計課税の各要件と対策」

八代 司・会員(税理士)

■受講料・会員・会員関係者 4000円

会員以外 8000円

購入資料代・受講申し込み者

当日キャンセル代 3000円



所得税と贈与税、個人消費税の確定申告を終えた。今年の申告の実務はどうだっただろうか。

それにつけても、このシーズンは「お祭り」ごとでは済まない苦労がある。税理士は、受任した以上は

「死んでも」期限までに提出しなければならないから、いくら収入に関わるといってもその苦労も一入である。

この時期、多くの税理士事務所が「ブラック企業」化しているのではないだろうか。残業はもとより、申告期限を迎えると泊まり込みさえあると思う。人手不足の波が襲いかかる業界にとっては、この4月から政府挙げての「働き方改革」が動き出すことも合わせ、それへの対応を考えると頭が痛い方も多かろう。同病相憐れむ、である。

### コストカット

確定申告業務も、e-Taxの普及で様変わりしつつある。

電子化、デジタル化に抵抗感のある方には申し訳ないが、税理士事務所にとっては電子申告でかなり業務量の圧縮、効率化が図られていると思う。少なくとも、申告書を提出先の税務署ごとにまとめ、職員が分担して税務署巡りするという作業がなくなる。郵送の場合は、返信用封筒を添えて期限までに投函しなければならない。

税務署はどうかといえば、電子化が進めば申告にかかわる相談や収受、そのデータ入力事務などがかなり圧縮されるからそのメリットは大きい。申告書のシステムチェックも可能になるから、ケアレスミスの見逃しも少なくなる。

確定申告会場も税務署から、外部会場にシフトしてきた経緯がある。それもまた変化しつつあるようだ。税務署前庭のプレハブは姿を消した。理由は地震対策である。危険なものは設置できないということであろう。それで、外部会場化が進められたのであるが、国税局によっては9割もの税務署が外部化を達成したところもある。都市部はさすがに会場探しが難航していると思うよう

にはいっていなかった。

ところが、今度は外部会場の減少が始まっている。コストの圧縮要請である。

### 電子化に向けての右往左往

電子化で申告書の印刷枚数が大幅に削減されているはずである。医療費還付申告のための書き方リーフレットが今年は窓口になかった。スマホ・タブレット申告（ID・パスワード方式）への対応だろうか。医療費領収書の提出選択は来年までであるが、領収書入れの封筒も今年は印刷していない様子であり、困った税務署サイドで自前で封筒印刷したところも少なくなかったようだ。譲渡所得の添付書類用の袋も余部の用意がなく、確定申告書等の作成や会場確保などの諸費用圧縮が厳しくのしかかっているものと想像される。

電子化でコストは削減されるはずという対応である。いや、先に減らして電子化の圧力にするということかもしれない。電子化は、税務署で対応するPC入力・代理送信という「疑似電子申告」や国税庁HPで作成するものを含めて、未だ到達点は半数である。頼みは、税理士による代理送信であるが、税理士関与のない納税者についてはマイナンバーカードの普及数が上限であるから、普及率14%では先行き不透明すぎるのである。だから、「暫定的措置」であるID・パスワード方式なのである。あわせて、大企業向けに限定されているが、電子申告の強制（義務化）の法改正を行った（紙提出は無申告扱いになる！）。これを、今後、中小法人に拡大することを政府は隠していない。

### どうなっていく確定申告

かつての税務署では、所得税の申告に際しては「呼び出し・引きつけ」が行われていた。青色申告も税理士関与の納税者も含めて、日時指定で税務署に呼び出して申告内容の事前チェック、所得金額の引き上げを求めるといったことがなされてきた。笑い話にもならないが、本当に相談が必要な人よりこれらの施策を優先するということが真面目に追求されていたのである。

こうした諸施策は、「納税者性悪説」に基づくものとのちに説明された。これを「性善説」に転換するとされたのが昭和47年秋のこと。事前調査は廃止され、税務調査は事後調査体系に移行した。税務署の確定申告会場では、

納税者の申し出により相談対応するということが変わったが、長年染み付いた呼び出しがないことに不安を隠さない納税者が多数いた。急に自分でやれと言われても…というわけである。

それも、ニクソンショック（ドルショック）にオイルショックののち、高度経済成長も終焉して低成長時代に入ると、確定申告も逆走し始め、「確定申告ゴール論」が唱えられ、調査での数字だけではなく確定申告で結果を出すという施策も行われた。税務署内部では、「アフターケア」などと称して、税務調査を行った納税者を申告期に呼び出して「引きつける」ということまで行われた。

さて、電子化が進行していった先にはどのような税務行政が待ち受けており、どのような税理士業務が開けてくるのであろうか。

### すべてがマイナンバー管理下に？

カギの一つはマイナンバーであろう。マイナンバーは、他人に教えてはならないし、他人の番号を聞いてもいけないというのが大原則である。しかし、この原則は例外を作ることによって徐々に「自由化」されてきている。例外が、政府や自治体であるが、これに「行政機関等」として、例えば健保組合は番号収集ができる取り扱いである。これを金融機関に広げ、今年の税制改正では、ほふり（証券保管振替機構）がこれに加わった。ほふりが住基ネットから顧客の

個人情報をもとめて取得し、証券会社や株式発行企業に提供できることになった。課税庁は、銀行等だけではなく証券会社等に個人番号付きで情報照会が可能になる。おそらく次のターゲットは不動産への付番管理であろう。同時に戸籍への付番も課題になるが、いずれもが法務省所管。ここがどう動くかは注視しておきたい。

こうした動きをみていくと、納税者・国民の資産管理をマイナンバーでという姿が見えてこないだろうか。所得の自動計算がどこまで可能になるかという難題の解決はさておき、所得税申告の限りにおいては、プレ申告制度が日程に上る日が意外に近いかもしれない。すなわち、税務署が各人の申告書を事前に作成して、「これで間違いがなければチェックを入れて返信してください」という時代が来るかもしれないのである。その限りでは税理士不要になりかねない。いや、国税庁はみすみす税理士業界を手放しはしない。では、どんな「仕事」を用意するのか、これは想像したくない。

とりあえず、個人の事業所得や不動産所得の申告について、法人と同様に決算期の選択を可能にはできないものか。それだけで、確定申告業務を少しは平準化できそうではあるが…。

【岡田俊明】

## いのちとくらしを守る税研集会

全国から  
430名  
センターから  
19名参加！

年明け早々の1月12日（土）、13日（日）に東京土建「建設プラザ東京」に、北は北海道、南は沖縄まで全国各地から430名の参加者が結集しました。

全国税労働組合が主催して開催された「全国税研集会」が3年前に途絶えて、最近の税務行政について「第3者立ち合いが従来より厳しくなっている」「消費税を柱にした小規模事業者への調査が強化されている」「税務署の相談、指導の姿勢がほとんど見られない」などなど、以前より強権的になっているのではないかなどの声が高まる中、「民主的な税務行政を求める運動を強化し、行政への監視を強めていこう」と、労働者、年金者組合なども参加、かつての全国税研より一回り大きな集会となりました。

今年10月には消費税10%への増税も予定される中、会場いっぱいの参加者が2日間にわたって学習、討議を行いました。

東京税財政研究センター、税制懇話会などからも全国各地から19名が参加しました。

集会後の実行委員会では、次回以降の開催を念頭に検討を続けています。

東京税財政研究センターでは、4月1日に行われた理事会で、引き続き積極的に参加をしていくことを確認しました。税金についての新しい運動体になるか期待かかるところです。

# センター活動日誌

- 1/12.13 いのちとくらしを守る税研修会
- 1/17 茨城新人会
- 1/19.20 地方税研究交流集会
- 1/22 埼玉新人会
- 1/24 神奈川土建
- 1/25 東京土建世田谷支部
- 1/27 神奈川建設労連
- 1/28 建交労
- 2/02 渋谷民主商工会
- 2/03 建交労
- 2/07.21 全経済特許庁支部
- 2/07 町田新婦人
- 2/08 国分寺年金者組合
- 2/10 神奈川県商工団体連合会
- 2/14 としかわ商工会
- 2/14 世田谷重税反対集会
- 2/16 土建多摩ブロック
- 2/23 新婦人北支部
- 3/04 東京土建北支部
- 3/13 所沢3・13集会
- 3/13 重税反対板橋総決起集会
- 3/13 渋谷重税反対集会
- 3/22 神奈川土建座間・姥名支部

## 新入会員紹介

◎ 今井 英之

事務所 169-0073

新宿区百人町 1-16-18

センチュリービル 2F

TEL 03-3360-3871 FAX 03-3360-3870

### 研究部会開催予定

△権利研究部会▽

第96回例会 6月1日(土) 1時30分

・収益認識基準の改正/民法改正に伴う相続税法改正  
第97回例会 8月31日(土) 1時30分

△法人課税部会▽

4月18日 午後6時

△徴収部会/滞納相談センター▽

4月23日(火) 会場・新大和税理士法人 6時

\*センター会員は参加費無料。どなたでも可  
会場等詳細はセンター事務局へ

### ザ・コラム

◆「なんだか冷たい感じ」インタビュに答える女学生。新しい元号が発表された。「令和(れいわ)。安倍政権の下で発表された新元号。いきなり「命令」の「令」ときた。冷たく感じた女学生に同感。全国統一的な規律を示した七世紀の「大宝律令」を思い出した。

◆総理曰く「人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ。梅の花のように、日本人が明日への希望を咲かせる国でありますように、という意味です」と。これまで数々のウソを重ね、隠ぺいし、改ざんして美辞麗句を並べたててきた安倍総理にふさわしい元号とはいえない

◆政府、マスコミこそって「美しい話」「日本の歴史から取った言葉」「万葉集」などとロマンを振りまき、騒ぎ立て、着飾らせる◆「沖縄県民の心に寄り添い」といながら辺野古の海に泥を投げ込む安倍政権。「美しい日本」「日本の歴史」といいながら、治外法権のアメリカ軍に日本としての尊厳を示したことは一度もない

◆「令」は「命じる」「いいつけ」「おきて」などと解されるのが一般。「上からの命令で皆仲良くさせられる」と解するのが安倍総理に最適。安倍総理は何かにつけて「戦前回帰」を持ち出している。このことから戦前の戦争時代を想起し、恐怖を感じる、という声も実際にある◆首相会見で強調した「国書由来の元号」とは、これまでの中国文献からのものではなく、「万葉集」から引用したものということ。安倍総理は以前から「次の年号は国書由来」と口にしてきたことは知れている。伝統を変えて「国書由来の元号を採用した最初の首相」と呼ばれた。何もかももうなげける◆民も国も、何もかもを私物化してぺらつくのは終わりにさせたい。(M・I)